

## ◎番号法に基づく本人確認

我孫子市国保年金課では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条の規定により、マイナンバー（個人番号）を記載した届出書等の提出の際は、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせにより次のとおり行います。（有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。）

表1 世帯主又は同一世帯員が届出書等を提出する場合の本人確認

世帯主の番号確認	世帯主又は（窓口に来られる）同一世帯員の身元確認
・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面	・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
・通知カード ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	<b>【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】</b> ・運転免許証 ・運転経歴証明書（H24.4.1以降のものに限る） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載され、写真の表示等の措置が施され、個人識別事項（①氏名、②生年月日又は住所）の記載があるもの
	<b>【身分証明書（以下の書類から2点）】（ア）+（ア）もしくは（ア）+（イ）</b> <b>（ア）</b> ・保険証（介護・国保・後期） ・特定疾病証 ・特定疾患病証 ・限度額証 ・その他官公署が発行した証で、個人識別事項（①氏名、②生年月日、③住所）が確認できるもの
	<b>（イ）</b> ・保険証（社保） ・国民年金手帳 ・社員証 ・学生証 ・クレジットカード、キャッシュカード ・その他第三者が発行した個人識別事項（①氏名）が印字記載されたもの

### 備考

- ・マイナンバー（個人番号）をご記入いただく手続には、他人のなりすましなどを防止するための本人確認を行います。（本人確認は、番号確認（番号が正しいことを確認）及び身元確認（窓口に来られた方の本人確認）により行います。）
- ・国保の申請・届出（葬祭費支給申請を除く）は世帯主の義務です。ただし、世帯主が手続できない場合は世帯主以外でも手続は可能です。同一世帯の方からの届出等の場合は、委任状を省略でき、表1に示す書類により本人確認を行います。

表2 代理人(別世帯の方)が届出書等を提出する場合の本人確認

世帯主の番号確認	代理人(別世帯)の身元確認	代理権の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人のマイナンバーカード(個人番号カード)又はその写し</li> <li>・通知カード又はその写し</li> <li>・本人のマイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</li> </ul>	<p><b>【以下の書類から1点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人のマイナンバーカード(個人番号カード)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書(H24.4.1以降のものに限る)</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人識別事項(①氏名、②生年月日又は住所)の記載があるもの</li> </ul>	<p>法定代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本その他資格を証明する書類</li> </ul> <p>任意代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状(原本)</li> </ul>
	<p><b>【以下の書類から2点】 (ア)+(ア)もしくは(ア)+(イ)</b></p> <p><b>(ア)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証(介護・国保・後期)</li> <li>・特定疾病証</li> <li>・特定疾患病証</li> <li>・限度額証</li> <li>・その他官公署が発行した証で、個人識別事項(①氏名、②生年月日、③住所)が確認できるもの</li> </ul>	
	<p><b>(イ)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証(社保)</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・社員証</li> <li>・学生証</li> <li>・クレジットカード、キャッシュカード</li> <li>・その他第三者が発行した個人識別事項(①氏名)が印字記載されたもの</li> </ul>	

備考

- ・マイナンバー(個人番号)をご記入いただく手続には、他人のなりすましなどを防止するための本人確認を行います。  
(本人確認は、番号確認(番号が正しいことを確認)、身元確認(窓口に来られた方の本人確認)及び委任状等の確認(代理権があることの確認)により行います。)
- ・国保の申請・届出(葬祭費支給申請を除く)は世帯主の義務です。ただし、世帯主が手続できない場合は世帯主以外でも手続は可能です。  
同一世帯の方からの届出等の場合は、委任状を省略できますが、別世帯の方からの場合は、代理権の証明のため、委任状等の書類が必要となり、表2に示す書類により確認を行います。